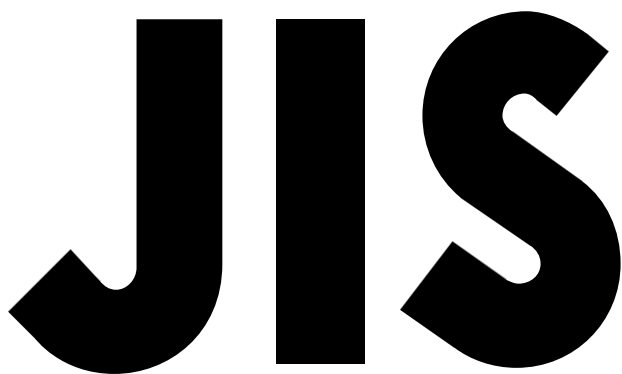




クリーンルーム及び関連する制御環境－ 第 3 部：試験方法

JIS B 9920-3 : 2025

(JACA/JSA)

令和 7 年 1 月 20 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	松 橋 隆 治	東京大学
(委員)	安 部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	江 坂 行 弘	一般社団法人日本自動車工業会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	片 山 英 樹	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	倉 片 憲 治	早稲田大学
	越 川 哲 哉	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	是 永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	清 水 孝太郎	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	清 家 剛	東京大学
	高 津 章 子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	高 辻 利 之	一般社団法人日本計量機器工業連合会
	田 淵 一 浩	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	中 川 梓	一般財団法人日本規格協会
	久 田 真	東北大学
	廣 瀬 道 雄	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	細 谷 恵	主婦連合会
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	神戸大学
	山 内 正 剛	国立大学法人信州大学
	山 田 陽 滋	豊田工業高等専門学校

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 7.1.20

官 報 掲 載 日：令和 7.1.20

原 案 作 成 者：公益社団法人日本空気清浄協会

(〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町 2-7-5 伊藤紅浜町ビル TEL 03-3665-5591)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 試験手順	7
4.1 クリーンルームの試験	7
4.2 各試験の概要	8
5 試験報告書	10
附属書 A（参考）試験の選択及びチェックリスト	11
附属書 B（参考）サポート試験方法	15
附属書 C（参考）試験装置	43
附属書 JA（参考）光学顕微鏡法	52
附属書 JB（参考）JIS と対応国際規格との対比表	59
解 説	65

まえがき

この規格は、産業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人日本空気清浄協会（JACA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。これによって、**JIS B 9917-3:2009** は廃止され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS B 9920 規格群（クリーンルーム及び関連する制御環境）は、次に示す部で構成する。

JIS B 9920-1 第 1 部：浮遊粒子数濃度による空気清浄度の分類

JIS B 9920-2 第 2 部：浮遊粒子数濃度による空気清浄度に関するクリーンルーム性能を根拠付けるためのモニタリング

JIS B 9920-3 第 3 部：試験方法

クリーンルーム及び関連する制御環境— 第 3 部：試験方法

Cleanrooms and associated controlled environments— Part 3: Test methods

序文

この規格は、2019 年に第 2 版として発行された **ISO 14644-3** を基とし、我が国の実状に合わせ、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で、**附属書 JA** は、対応国際規格にない事項である。また、点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JB** に示す。

1 適用範囲

この規格は、空気清浄度の等級分類、その他の清浄度属性及び関連する管理条件を満たすクリーンルーム及びクリーンゾーンの運用をサポートする試験方法について規定する。

この規格に規定する各種試験は、二つのタイプのクリーンルーム及びクリーンゾーンに適用する。すなわち、施工完了時 (as-built)、製造装置設置時 (at-rest) 及び通常運転時 (operational) の三つの占有状態における、一方向流及び非一方向流に対して適用する。

この規格は、試験方法、すなわち、実施するパラメータを決めるために推奨される試験装置及び試験手順を提供する。試験方法がクリーンルーム又はクリーンゾーンのタイプに影響を受ける場合は、代替手順を示す。

試験によっては、様々な用途で使用可能なように、幾つかの異なる方法及び装置が推奨されている。この規格に含まれていない代替方法であっても、受渡当事者間の合意によって使用することが可能である。代替方法については、必ずしも同等の測定値を提供するとは限らない。

なお、この規格は、クリーンルーム、クリーンゾーン、又は環境分離装置における製品若しくはそのプロセスの測定には適用しない。

注記 1 この規格は、その使用に関連して考慮すべき安全上の事項（例えば、危険な物質、作業及び機器を使用する場合）に対処することを目的としたものではない。この規格の利用者は、使用前に規制上の制限に基づき各試験を適用できるか否かを判断し、適切な安全衛生対策を準備する責任を負う。

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 14644-3:2019, Cleanrooms and associated controlled environments — Part 3: Test methods (MOD)